

## **[事案 27-197] 告反解除取消請求**

・平成 28 年 4 月 8 日 和解成立

### **<事案の概要>**

告知書に記入しなかったのは、募集人が記入の必要はないと発言したためであるとして、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立のあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 3 月に契約し、同年 7 月に告知義務違反により契約解除された契約について、自分は口頭で正しい告知事項を募集人に伝えており、告知書へ記入しなかったのは募集人が記入の必要はないと言ったからであるので、解除を取消し、給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込時の 1 年前に、アルコール性肝炎で 25 日間入院していた事実の告知が無かった。
- (2) 申立人は募集人の不告知教唆があったと主張するが、募集人は否定している。
- (3) 紹介者経由の自発的申込、契約 1 カ月前に告知書の内容確認のため告知書の事前取得希望、申込時の入院時期の曖昧な返答、高額な入院日額、入院中深夜の募集人への携帯メールによる給付金の支払可否確認、途中からの威圧的な態度等から、申込 1 年前のアルコール性肝炎での入院歴を告知書に記入しなかったことは、逆選択による契約の申込であり、被保険者に悪質性が認められる。
- (4) 告知義務違反の原因である入院歴と今回の入院原因に因果関係があるため、不払いと決定した。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど告知時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社が本件契約解除をしたことには、理由があるといわざるを得ないが、不告知教唆とまではいえないものの募集人として不適切な言動があったと認められるため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。